

お客さま各位

令和 7年 9月
中栄信用金庫

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた各種対応について

平素は、中栄信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、令和3年6月に政府から公表された「成長戦略実行計画」において、令和9年3月末までに「約束手形の利用廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みの一環として、下記の通り対応を実施いたしますのでお知らせいたします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまも適用となります。

記

1. 当座勘定規定(一般用)の改定について

令和7年10月1日から当座勘定規定(一般用)を以下のとおり改定いたしますので、お知らせいたします。

改定前	改定後
当座勘定規定 (一般用) 約束手形用法 為替手形用法 小切手用法 令和5年8月現在	当座勘定規定 (一般用) 約束手形用法 為替手形用法 小切手用法 令和7年10月現在
当座勘定規定 1. ~ 6. (略) 7. (手形、小切手の支払) (1) (略) (2) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手 <u>(追加)</u> を使用してください。	当座勘定規定 1. ~ 6. (略) 7. (当座勘定からの払戻し) (1) (略) (2) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手 <u>または当金庫所定の払戻請求書</u> を使用してください。

改定前	改定後
<p><u>(3) (新設)</u></p> <p>8. (略)</p> <p>9. (支払の範囲)</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手 <u>(追加)</u> 等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>10. (支払の選択)</p> <p>同日に数通の手形、小切手 <u>(追加)</u> 等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。</p> <p>11. (略)</p> <p>12. (手数料等の引落し)</p> <p>(1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手 <u>(追加)</u> によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>13. ~ 16. (略)</p> <p>17. (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手 <u>(追加)</u> または諸届け書類に使用された印影または署名</p>	<p><u>(3) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出または登録の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印して提出してください。また、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u></p> <p>8. (略)</p> <p>9. (支払の範囲)</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手、<u>払戻請求書</u>等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>10. (支払の選択)</p> <p>同日に数通の手形、小切手、<u>払戻請求書</u>等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。</p> <p>11. (略)</p> <p>12. (手数料等の引落し)</p> <p>(1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手 <u>または払戻請求書</u> によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>13. ~ 16. (略)</p> <p>17. (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u> または諸届け書類に使用された印影または署名を、</p>

改定前	改定後
<p>を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、<u>（追加）</u>諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>18. ～ 31. (略)</p>	<p>届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>18. ～ 31. (略)</p>

2. 払戻請求書によるお支払いについて

令和7年10月1日より、手形・小切手によるお支払いのほか、当金庫所定の払戻請求書によるお支払いの取扱いを開始いたします。日付、口座番号、お届けの署名鑑（社判及び使用印）、支払金額をご記入のうえ口座開設店窓口へご提出ください。

また、お支払いに際しましてご来店者の本人確認を求めることがございます。個人番号カード等の本人確認書類のご提示をお願い致します。

3. 手形帳・小切手帳の発行手数料の改定

令和7年11月1日より手形帳・小切手帳の発行手数料の改定を行います。

	改定前	改定後
小切手帳	1, 100円	5, 500円
手形帳	1, 540円	5, 500円
為替手形帳	1, 540円	5, 500円

4. 手形帳・小切手帳の発行停止


手形帳・小切手帳新規発行依頼の受付終了を令和8年3月末に予定しておりますので、今後のご利用予定枚数等をご確認いただいたうえでご準備ください。

なお、手形帳・小切手帳の買戻し（返金）は予定しておりません。

5. 手形・小切手の代金取立て受付停止

令和9年4月1日以降を期日とする手形や先日付小切手につきまして、代金取立受付を停止いたします。

6. 手形・小切手の主な代替サービスのご案内

代替サービス	サービス内容	アクセス
《小切手》 法人インターネット バンキング	インターネットを通じて、資金移動（振込）、口座情報（残高、入出金明細等）照会が可能なサービスです。	【当金庫ホームページのURL等】 https://www.shinkin.co.jp/chuei/internetbanking/houjin/index.php 
《手形》 でんさい でんさいライト	インターネットを通じて、電子債権の記録・管理を行い、安全・簡易・迅速に支払や譲渡等が可能なサービスです。	【当金庫ホームページのURL等】 https://www.shinkin.co.jp/chuei/densai/service.php 

※事業費等の資金決済方法について、上記の電子的決済サービスのご利用をご検討ください。

詳しくは、当金庫お取引店舗までお問合せください。